

第3回 柏原市バリアフリー基本構想 協議会 堅下駅・法善寺駅周辺地区

議事要旨

開催日時：平成30年9月20日（木） 10時00分～11時30分

開催場所：柏原市役所 別館3階 フローラルセンター

出席者：出席委員12名

議事概要

1. 開会

2. 協議事項

①前回の協議会意見と生活関連施設・生活関連経路の修正について

- 事務局より説明
- 質疑回答なし

②調査結果の報告（タウンウォッチング及びヒアリング調査）

- 事務局より説明

【質疑】

委員：通し番号32ページの道路について、歩道の設置が望まれるとのことだが道路の整備はハードルが高い。資料に記載の通り、現実的に側帯の色分けや側溝蓋の設置も望まれているということで取組みの方向として良いと思う。

事例として紹介したいのが、路側帯の白線に凹凸を設けて車道の区分を認識しやすいように実験されていると聞いたので、参考にしてほしい。

委員：大阪府内で見た事例を紹介させていただく。路側帯と電柱との取り合いについて、電柱の部分をあえて車道側にはみ出して路側帯の幅を確保しているところがあった。実現には警察との協議が必要かと思うが、車の速度を落とす利点もあるため併せて検討していただきたい。また、路側帯の色塗りが視覚障がい者が分かりやすい色を検討していただきたい。

委員：これまでの意見の通り、歩道を拡幅できるのが一番だが、本地区については住宅が道路際まで迫っている部分が多く、時間とお金がかかりすぎる。路側帯の色分けのような現実的なものであれば対応しやすいと思う。また、歩道において自転車と歩行者の混在は非常に危険であり、そういったことも課題と思う。自転車が歩道を通らない対策というものも併せて検討する必要があると思う。

委員：本地区は大都市のような不特定多数が常時利用されるわけではなく、主に地域の人が利用されると思う。そのため、地域の人が安全に利用できる程度のバリアフリーを取組み、多くのお金をかけずとも道路の路側帯ように色分けや工夫でできることを検討していくのが良いと思う。

もう1点、通し番号の33ページの課題3について、バリアフリーに関する意識や知識を高める必要があるとのことで、内容自体は良いと思うが、バリアフリーの意識を高めるといのはハード整備の印象が強いため、高齢者、障がい者等への配慮という書き方のほうが良いと思う。

会長：委員の意見について、事務局は内容を考慮した基本構想の作成を進めること。

③基本目標・基本方針について

○事務局より説明

【質疑】

委員：通し番号37ページ、心のバリアフリーの促進について具体的な取組みの検討はされているか。

事務局：現時点で具体的にはお示しできないが、想定される内容として市のホームページ上での啓発や学校を回って出前講座を行うなど検討したいと思っている。

委員：運輸局でも小学校や中学校、シルバー大学などを対象にバリアフリーに関する出前講座を実施しているため、利用を検討してほしい。

委員：通し番号37ページの中で、持続的に取り組むバリアフリーと記載されており、社会状況の変化が著しい現代において、状況に応じて基本計画を改善し、柔軟な取組みを進めることは良いと思う。

道路でいうと、先ほどご意見があった通り、道路の拡幅は長期にわたり難しいと思われるが、何らかの状況が整った場合は踏み込むことも考えられるので、そういった意味で持続的に取組み基本構想を改善するのは非常に良いことだと思う。

④地区の現状と施設分類別の主な意見について

○事務局より説明

【質疑】

委員：堅下駅、法善寺駅のバリアフリー化について、市民の方などから駅はエレベーターではなくスロープにしてほしいと言う意見があると聞いている。そういった意見があることを踏まえて今後の整備を検討してほしい。また、堅下駅の駅前の踏切について、交通量が多く歩行者の分離が出来てい

ないので、併せて検討してほしい。

整備時期について平成 32 年が短期となっているが、期間が短いためできることを検討いただき記載してほしい。また中期も 5 年後までで期間が短いと思う。平成 32 年の目標年度を迎えることにより、内容が変わっていくかと思うが整備の可能な時期の設定をお願いしたい。

委員：先ほどのご意見について、堅下駅・法善寺駅をどのように整備を進めるか近鉄の社内だけでなく柏原市などと調整を進めている。また、エレベーターをつけることによって必ずしも利用しやすいというわけではないため、利用者が使いやすい移動円滑化経路を確保できるように調整させていただく。また、踏み切りについても今後検討させていただく。

委員：通し番号 45 ページのバス停について、バス停にベンチを置くと歩道幅員が狭くなるという問題がある。その解決方法として、隣接する民地に協力いただき、ベンチを置かせていただくことも考えられるが、その場合はバス停の位置をベンチにあわせて移動することが必要になるため、そういったことも視野に入れて事業者協議をお願いしたい。

また、通し番号 47 ページの中で、歩道上に電柱や標識があり幅員が狭いとのこと、標識や電柱については管理者が多岐にわたり調整が難しい。移設を円滑に進める方法として、本協議会から各管理者へ依頼やお願いを出していただければ調整しやすいと思うので検討をお願いしたい。

委員：先ほど目標年度の話があがったが、ご存知の通りバリアフリー法について 5 月に改正された。この改正バリアフリー法についての説明会を 10 月 18 日に開催予定としており、近日中に案内をするのでご参加いただければと思う。

3. その他

○事務局より今後のスケジュールについて説明

【質疑】

委員：次回の第 4 回協議会を持って概ねバリアフリー基本構想の形が決まるということか。

事務局：ご質問の通りで素案をお示しする。その前段として事業者協議があり、時間的な制約があるため、各管理者様にスケジュールなどご協力いただくことになると思う。

4. 閉会

以上